

# 道路橋定期点検業務における新技術活用の特記仕様書

## 1.適用範囲

本特記仕様書は、浜松市土木部が発注する道路橋定期点検業務に適用する。

## 2.目的

今後の社会インフラが老朽化していくなか、橋梁点検費用の確保や技術者の不足、ならびに容易に近接できない部位・部材を有する橋梁の点検など、様々な問題に適切に対応する必要がある。

そこで、本特記仕様書は点検支援新技術の活用を促進することにより、点検支援新技術の優れた特長を生かして、橋梁点検の効率化および高度化に資することを目的とする。

## 3.検討対象とする橋梁

点検支援新技術を活用することにより、点検期間の短縮や省人力化、点検費用の縮減、交通渋滞に伴う社会的・経済的損失等を達成できる橋梁を対象とする。具体例を以下に示す。

- ・橋脚高さが高く足場や大型点検車を用いる橋梁
- ・主塔高さが高く特殊高所作業車を用いる橋梁
- ・幅員が広く大型点検車を用いる橋梁
- ・幅員が狭くロープアクセス技術を用いる橋梁
- ・交通量が多い幹線道路や緊急輸送道路に架かり社会的影響が大きい橋梁
- ・渡河部等の近接が困難な橋梁や不可視部が存在する橋梁 等

また、点検支援新技術を活用することにより、計測データの客観性、記録の正確性及び共有性が確保されて、今後の維持管理に資する橋梁を対象とする。具体的には、初回点検が完了し橋梁の状態が把握されており、かつ初期データの取得が今後の維持管理に資する橋梁である。

なお、本特記仕様書の目的に鑑み、点検支援新技術の活用による橋梁点検の効率化が図られる橋梁、高度化により今後の維持管理に資する橋梁は積極的に活用を図るものとする。

## 4.対象とする点検支援新技術

対象とする点検支援新技術は以下の中から選定する。

- 1)「点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）」（最新版）に掲載されている技術。
- 2) 新技術情報提供システム（N E T I S）に登録中であり、かつ情報種別号が「－V E」である技術。

なお、掲載終了したものについては対象外とする。

## 5.点検支援新技術活用の流れ

受注者は、現地踏査の上、前述した対象とする橋梁に対し、点検支援新技術の活用目的、活用範囲、活用技術を選定し、原則1つ以上は従来技術と比較（後述6.2）～6））のうえ、発注者と協議を行い、採用となった新技術においては、設計変更協議の対象とする。

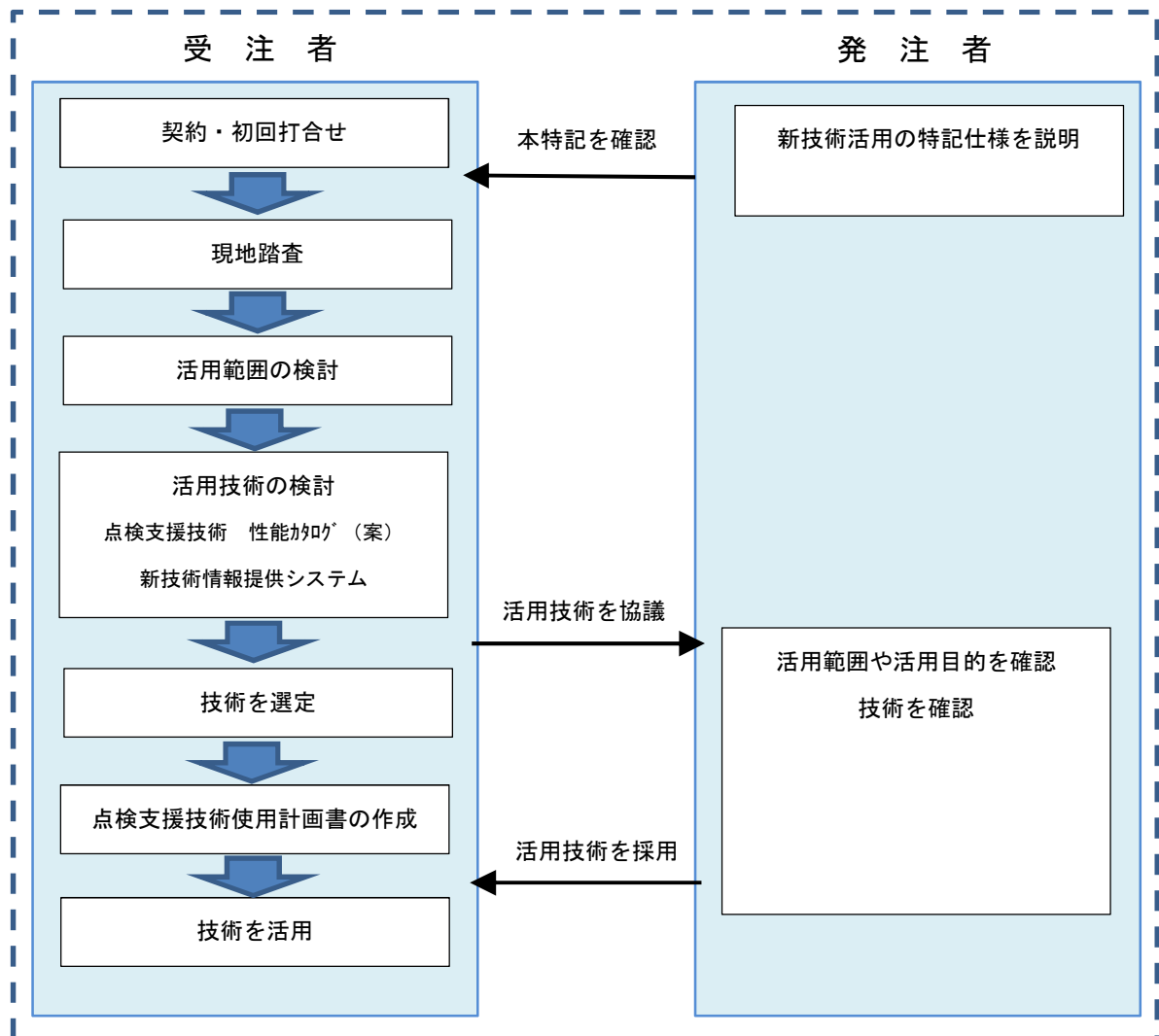


図 点検支援新技術活用の流れ

受注者は、発注者と点検支援新技術の活用に対し合意が得られ次第、以下を記載した点検支援技術使用計画書を作成し提出すること。なお、点検支援技術使用計画書の作成は、「新技術利用のガイドライン（案）平成31年2月 国土交通省」を参考とすること。

1) 対象部位・部材及び対象変状

点検支援新技術により把握しようとする対象部位・部材と変状の種類を明示

2) 対象範囲

点検支援新技術を活用する構造物の範囲を明示

3) 活用目的

2) により明示した箇所毎に、変状の把握、記録の作成、健全性の診断に有用な追加的な情報の取得等の点検支援新技術の活用目的を明示

4) 活用の程度

3) の活用目的を達成するために、点検支援新技術のみで活用の目的を達するのか、近接目視と点検支援新技術を併用するのかを明示

5) 使用機器と選定理由

現場条件や対象構造物の置かれた状況等と、使用機器の性能を勘案したうえで、選定理由を明示

6) 精度管理

所要の性能を担保するための現場での精度検証の方法、頻度等を明示

## 6.点検支援新技術検討の報告

点検支援新技術の検討結果は、以下の項目について報告書を作成すること。なお、点検支援新技術の検討結果、活用できなかった場合には、その旨を報告書に記載すること。

1) 「点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）」（令和6年4月 国土交通省）に掲載されている新技術の場合は、「記入番号対応表\_\_点検支援技術」の番号、それ以外の場合は、その技術名称

2) 従来技術と比較したトータルコスト（材料費・労務費・機器費）

3) 従来技術と比較した点検期間の短縮日数

4) 従来技術と比較した点検の質の向上が図られた場合、その具体的な内容

5) 従来技術と比較した点検環境の改善が図られた場合、その具体的な内容

6) その他の効果が図られた場合、その具体的な内容